

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

目次  
○訓 令 鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令  
○告 示 結核予防法による医療機関の指定  
計量器の定期検査の実施  
保安林予定森林の指定  
土地改良事業計画書等の縦覧  
土地改良事業計画書の縦覧  
土地区画整理事業の施行の認可

○教委告示 臨時教育委員会の招集  
○公安告示 道路交通法による疎開の実施  
○公 告 市物産物取扱者試験の合格者  
高圧ガス作業主任者試験の実施  
○正 訓 昭和四十一年四月一日付け鳥取県条例第十三号中訂正

## 訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。  
昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県文書事務処理規程の一部を改正する訓令  
鳥取県文書事務処理規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令第四十九号)の一部を次のように改正する。  
別表一中「農業経済課 農経」を「農業指導課 農指」に改め、  
附則  
この訓令は、昭和四十一年四月十二日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第七十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。  
昭和四十一年四月十二日

指定年月日	名 称	所在地	開設者
昭和四十一年三月二十四日	巨鳥医院福部分院	岩美郡福部村細川六六三ノ五	巨鳥 怜子

鳥取県告示第七十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の疎開があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。  
昭和四十一年四月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

評選年月日 指定農産物の名称 所在地  
 昭和四十一年四月十二日 鳥取県国民健康増進 鳥取市中野見町一丁目番地  
 神戶高等学校 神戶高等学校

鳥取県告示第七十二号

計画法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に基づき、自治体の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法の百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年四月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査区域	検査場所
五月十二日	上井地区	上井商工厚生会館
五月十三日	西郷	自治市農産協同組合西郷支所
五月十六日	上北条	上北条公民館
五月十七日	藤手	藤手小学校
五月十八日	森城	森城公民館
五月十九日	北谷	北谷小学校
五月十九日	上小鴨	上小鴨公民館
五月十九日	小鴨	小鴨

鳥取県告示第七十三号  
 次の森林を保安林指定森林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第三十条の規定により告示する。  
 昭和四十一年四月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林指定森林の所在場所  
 八頭郡若桜町大字赤松字魚飛二一七九の三三、二一七九の三四、二一八一の一、二一八一の二、大字米見野字横住一三四六の一、一三四六、字野野一三二七の一、一三二七の八、智頭町大字芦津字原下平一〇五〇の一及び一〇五〇の二

二 指定の目的  
 なだれの危険の防止  
 三 保安林の指定後における森林に係る指定農産物  
 一 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、禁止する。  
 2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
 四 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

一 次のとおり一は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部林務課並びに若桜町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。  
 鳥取県告示第七十四号  
 昭和四十一年二月二十八日付けで西伯郡渡江町から申請のあった土地改良事業(老朽ため池補強)計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十五条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

縦覧に供する場所  
 佐治村役場  
 四 異議の申立て  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号  
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四十条の規定に基づき、米子市五千石団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九十二条の規定により次のように告示する。  
 昭和四十一年四月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称  
 米子市五千石団地土地区画整理事業  
 二 施行地区に含まれる地域の名称  
 米子市福市  
 三 事務所所在地  
 米子市中町二十番地  
 四 施行認可の年月日  
 昭和四十一年三月二十二日  
 五 施行者の名称及び事務所所在地  
 米子市  
 米子市中町二十番地  
 六 事業年度

で、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八十五条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年四月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し  
 二 縦覧に供する期間 昭和四十一年四月十五日から二十日間  
 三 縦覧に供する場所 淀江町役場  
 四 異議の申出  
 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年四月十二日付けで八頭郡佐治村大字福岡一四番地 竹本助次郎ほか十四人の者から申請のあった縦覧で行なう土地改良事業(農道整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。  
 昭和四十一年四月十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
 土地改良事業(農道整備)計画書の写し  
 二 縦覧に供する期間  
 昭和四十一年四月十五日から二十日間とする。

七 公告の方法

鳥取県告示第百七十七号
土地区画整理法(昭和十九年法律第百十九号)第四条の規定に基づき、鳥取市上井岡地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第二項の規定により次のように告示する。

- 鳥取県告示第百七十七号
一 土地区画整理事業の名称
鳥取市上井岡地区土地区画整理事業
二 施行地区に含まれる地域の名称
鳥取市新田、小田
三 事務所所在地
鳥取市江崎町一番地
四 施行認可の年月日
昭和四十一年三月二十五日
五 施行者の名称及び事務所の所在地
鳥取県住宅供給公社
鳥取市江崎町一番地
六 事業年度
昭和四十年年度及び昭和四十一年年度
七 公告の方法

教育委員会告示

鳥取市江崎町一番地鳥取県住宅供給公社(旧鳥取土木出張所跡)前に告示する。
鳥取県教育委員会告示第十七号
臨時教育委員会を次のとおり組織する。

- 鳥取県教育委員会告示第十七号
臨時教育委員会を次のとおり組織する。
昭和四十一年四月十二日
鳥取県教育委員会委員長 井上 善一
一 日時 昭和四十一年四月十四日午前十時三十分
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
三 議題 1 産業教育審議会委員の任免について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので同法同条同項の規定により告示する。

- 鳥取県公安委員会告示第十五号
一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年四月二十一日 午前九時から
鳥取市東町 鳥取県警察本部内(県庁七階)
鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 岩美郡岩美町大字牧石四五七の五 自動車等運転者 山脇 秀男
2 岩美郡福部村大字海士六〇二 自動車等運転者 井手野憲雄
3 鳥取市西品治六〇九 自動車等運転者 中村 嘉雄
4 鳥取市川外大工町二八 自動車等運転者 中原 英雄
5 鳥取市新品治町一三一 自動車等運転者 佐々木嘉勝
6 鳥取市宮谷一九九 自動車等運転者 徳沢 栄治
7 鳥取市田島六〇〇 自動車等運転者 西尾 和
8 鳥取市中町四〇二 自動車等運転者 柳実 豊敏
9 鳥取市立川町五丁目二二三の九 自動車等運転者 松島 正信
10 鳥取市行徳四〇三 自動車等運転者 沢 正義
11 八頭郡八東町大字宮谷七〇 自動車等運転者 高橋 助道
12 八頭郡智頭町大字智頭一五三四 自動車等運転者 金子 正久
13 八頭郡智頭町大字智頭一五三四 自動車等運転者 広田 完治
14 気高郡気高町大字奥沢八二 自動車等運転者 森本 孝明
15 気高郡気高町大字上光五六六の一 自動車等運転者 山中 重夫
16 気高郡気高町大字下坂本六五三 自動車等運転者 大山 福平
17 気高郡気高町大字辰村五三 自動車等運転者 野出 一彦
18 倉吉市河原町一六一七の五 自動車等運転者 西村 浩博
19 倉吉市上古川三二二 自動車等運転者 森 勉
20 倉吉市住吉町七九 和泉方 自動車等運転者 白方 行治
21 東伯郡東郷町長和田七四七 自動車等運転者 金見 恒昭
22 倉吉市明治町一〇四八の一 自動車等運転者 石田 英夫
23 東伯郡東郷町松崎四五 自動車等運転者 福藤 紀元

公告

昭和四十一年三月二十五日に実施した自動車運転者試験に合格した者は、次のとおりである。

- 鳥取県告示 石 敬 二 朗
一 一般自動車運転者試験合格者
西川 重雄 水田 元子 南 知子 南 勉
鳥取県告示 石 敬 二 朗
二 自動車運転者試験合格者
平田 寛 大真 英次 竹谷 広 岡野 古郎 今倉 将典
井上 広一 藤本 繁美 松本 良 良 大木 健二 田口 節子
前田 正明 遠藤 進 大谷 昌子 上田 健二 森本 久男
持田 豊大 足谷 一明 前田 武 遠藤 正夫 野口 善次
栗田 良雄 神尾 良義 鳥家 康男 影山 弘美 藤原 匠人
長尾 豊 増田 勇 沢倉 泰幸 三輪 孝明

鳥取県告示(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和41年度上期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。
昭和41年4月12日 鳥取県告示 石 敬 二 朗

試験の種類	科目	試験の時間
試験の種類	鳥取県立大学の試験に関する法令	9:00~10:00
試験の種類	鳥取県立大学の試験に関する法令	10:30~11:30
試験の種類	鳥取県立大学の試験に関する法令	12:30~1:30
試験の種類	鳥取県立大学の試験に関する法令	2:30~3:30
試験の種類	鳥取県立大学の試験に関する法令	4:30~5:30

- 試験の期日及び場所
  - 試験の期日 昭和41年5月29日(日曜日)
  - 試験の場所 鳥取市及び米子市
- 受験手続
 

次の書類を、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

  - 受験願書 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号。以下「規則」という。)別表第19の様式によること。
  - 履歴書 別表別表第20の様式によること。
  - 写真 真手札形台紙付きとし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。
  - 受験手数料及びその納付方法
    - 受験手数料 700円
    - 納付方法 Tに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上端にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日の発行)

## 規 則

受 41

目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則  
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則

◇告 示 教育職員免許状の授与  
健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録  
保安林の指定施業要件の指定予定

◇公 告 保安林の指定の解除  
土地改良事業計画書の写しの縦覧  
公有水面の埋立ての免許  
昭和四十一年度前期の二級技能検定の実施  
鳥取県食糧事務所管内出張所の位置の変更

鳥取県商工労働部  
昭和四十一年四月十五日付鳥取県条例第十三号中次の箇所に取り替へるため、訂正する。

頁 段 行 第 二 項 各 号 「 第 二 項 各 号 」

正 誤

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する  
昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 渡 二 朗

鳥取県規則第十六号  
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則  
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百四十六号中	改正前	改正後
炭行性脳炎	仔豚 五十円 豚馬 五十円	炭行性脳炎 仔豚 六十円 豚馬 五十円

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月十五日 鳥取県知事 石 渡 二 朗

鳥取県規則第十七号  
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則の一部を改正する規則  
鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。